

指示 平成 26 年 3 月 31 日  
変更指示 平成 27 年 11 月 2 日

## 独立行政法人奄美群島振興開発基金 第三期中期目標

(前文)

奄美群島については、これまで、その特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき、総合的な奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられ、相応の成果があげられてきた。

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）も、同法に基づく特別の措置として設立され、奄美群島の基礎条件の改善並びに振興開発に寄与してきた。

奄美基金は、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的としている。

この目的を達成するため、奄美基金は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行うものである。

奄美基金には、その目的を踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められる。

### 第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 業務運営体制の効率化

##### (1) 組織体制・人員配置の見直し

審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。

##### (2) データベースの活用等

業務の電子化、データベースの活用等により業務の効率化を図る。

##### (3) 管理部門及び現地事務所の業務効率化に係る検討

奄美基金の効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、管理部門をスリム化することについて検討する。また、徳之島及び沖永良部事務所については、各事務所の業務が奄美基金全体の経営に与える影響や、奄美群島の振興に与える影響を検証の上、今後の在り方について検討を行う。

(4) 債権回収会社の活用に係る検討

期中管理の徹底等といった債権管理の見直し及び効果的な法的措置の実施により回収強化を図るとともに、費用対効果を考慮しつつ、債権回収会社の活用を検討する。

## 2. 一般管理費の削減

(1) 一般管理費の削減

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、第二期中期目標期間の最終年度(平成25年度)比で7%以上に相当する額を削減する。

(2) 人件費の抑制

人件費については、奄美基金の財政状況を鑑み、可能な範囲で抑制することとする。

(3) 給与水準の適正化

給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

## 3. 内部統制の充実・強化

(1) 目標管理の徹底

業務の有効性及び効率性の向上に資するため、中期計画のほか数値目標等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図る。

(2) 自己評価の実施

保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。

(3) 内部監査体制の強化等

内部統制の確立に向け、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、内部規程等の整備、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。

(4) 金融庁検査の導入

財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融庁検査未導入の他の金融関係法人の動向等を踏まえつつ、金融庁検査を導入し、あわせて、同検査の実効性の確保を図るものとする。

#### 4. 人材育成

##### (1) 職員研修・資格取得の推進

金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。

##### (2) 人事交流・業務連携の強化

審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携等の実施を図る。

#### 5. 入札及び契約手続きの適正化・透明化

入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1. 保証業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとする。

##### (1) 事務処理の迅速化

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

##### (2) 適切な保証条件の設定

保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りながら、適切な条件が設定されるよう努める。

#### 2. 融資業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとする。

##### (1) 事務処理の迅速化

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

(2) 適切な貸付条件の設定

貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

**3. 保証業務、融資業務共通事項**

(1) 利用者に対する情報提供

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。

(2) 利用者ニーズの把握及び業務への反映

資金需要等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。

また、地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化、コンサルティング機能の充実等に努める。

(3) 奄美群島振興施策との連携・協調

鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。

**4. リスク管理体制の充実・強化**

(1) 審査委員会及び債権管理委員会の活用

審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。

(2) 債権管理の徹底

延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。

(3) 区分に応じた債務者のモニタリングの実施

利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。

また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。

(4) 民間金融機関との連携・協調

一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。

(5) 新規の債権に対する管理強化

中期目標期間において、新たに保証・融資を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1. 保証・融資業務の着実な実施

財務の健全化を図るため、保証・融資業務について適切に実施する。

### 2. 繰越欠損金の削減

財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、保証業務・融資業務における収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表し、着実に実行する。また、中期目標期間中において、同計画の実行を通じて、繰越欠損金を第二期中期目標期間の最終年度（平成25年度）比で約8%の削減を図る。

### 3. 出資の見直し

業務収支の安定的な黒字化を実現し、出資金に依存しない経営努力による保証基金の造成に努めることとし、その間は、奄美群島の経済状況、奄美基金の経営状況等を勘案しながら、毎年度、出資の在り方について見直しを行う。

### 4. 余裕金の適切な運用

余裕金については、適切な運用益の確保が図られるよう、運用方針及び運用体制の見直しを行う。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 人事に関する事項

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。